

喜多方市医療機関等オンライン診療用情報通信機器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の医療機関へ通院する市民の負担軽減及び利便性の向上を図るため、オンラインによる診療及び服薬指導に必要な機器を購入した市内の医療機関及び薬局に対し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オンライン診療 情報通信機器を通して、医師が患者の診察及び診断などの診療行為をリアルタイムにより行うものをいう。
- (2) オンライン服薬指導 情報通信機器を通して、薬剤師が患者に処方する薬剤の飲み方や注意点などの説明（情報提供）をリアルタイムにより行うものをいう。
- (3) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所（公衆のため医業を行う場所に限る。）をいう。
- (4) 薬局 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する薬局のうち、保険薬局の指定を受けた薬局をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に所在する医療機関及び薬局とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げるものとし、申請は1度限りとする。

区分	補助対象経費
オンライン診療・服薬指導に使用する情報通信機器等の購入経費	パソコン、タブレット端末（スマートフォンを除く。）1台及びそれに伴う備品等（リース料、保守費用、通信費等の経常的経費は除く）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合計した額の2分の1以内とし、40,000円を上限とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、購入後6か月以内に補助金の交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書及び領収書内訳が確認できる書類の写し

(2) 購入したものが確認できる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書は、第1項の申請と兼用する。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、補助金の交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第8条 第7条の交付の決定を受けた者は、補助金の請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱の規定に違反する行為があったとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、交付の決定を受けた者が前条の規定により交付の決定を取り消された場合において、補助金の交付を受けているときは、補助金の金額又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。